

保護者 様

三重県立桑名西高等学校

学校感染症に係る出席停止について

学校感染症(裏面参照)に罹患された場合は、学校保健安全法により出席停止の扱いとなります。ご面倒ですが速やかに学校へ報告し、保護者の方が医師の指示による内容を以下にご記入ください。医療機関の文書による証明は必要ありません。療養後、登校される際にこの用紙を学校(担任)に提出していただきますようお願いいたします。

.....
三重県立桑名西高等学校長 宛

年 組 席 名前 _____

【 診断名 】 _____

【 出席を控えた期間(医師の指示による) 】

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 _____

【 受診した日 】 _____ 月 _____ 日 _____

【 受診した医療機関名 】 _____

上記疾患にて療養したことを報告いたします。

令和 年 月 日

保護者名(自署) _____

担任確認欄《 》 → 保健室

【学校において特に予防すべき主な感染症と出席停止期間】

分類	感染症名		出席停止期間
第1種	エボラ出血熱	ラッサ熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	急性灰白髄炎	
	痘そう	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群	南米出血熱	
	(SARS コロナウイルスによるもの)	ペスト	
	中東呼吸器症候群	マールブルグ病	
	(MERS コロナウイルスによるもの)	特定鳥インフルエンザ	
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失まで または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱後、3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、 かつ全身状態が良好になるまで	
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで	
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで	
	結 核	感染のおそれがないと認められるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで	
第3種	コレラ	細菌性赤痢	感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	腸チフス	
	パラチフス	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	その他の感染症	

・但し、症状により学校医またはその他の医師において感染症の予防上支障がないと認められた時は、この限りではありません。

・上記第1種の感染症及び麻疹、結核、腸管出血性大腸菌感染症にかかった場合は、長期休業中であっても学校に連絡をしてください。